

徳島県告示第四百九十六号

平成十二年徳島県告示第二百四十七号（肥料取締法施行条例の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年八月七日から施行する。

なお、この告示の施行の日前に肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項若しくは第二項の規定による知事の登録を受け、又は同法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出がされた肥料については、当分の間、なお従前の例によることができる。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表の5の項及び6の項を次のように改める。

<p>5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)に定める動物由来たん白質であつて、同(1)の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）</p>	<p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないとところで保管し、又は使用してください。</p> <p>(注) 動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができるとができる。</p> <p>記載例</p> <p>この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないとところで保管し、又は使用してください。</p>
<p>6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があります。</p>	<p>この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないとところで保管し、又は使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。</p> <p>(注) 牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができるとができる。</p> <p>記載例</p> <p>この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は</p>

豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管し、又は使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。